

神奈川県農地中間管理事業
の推進に関する基本方針

平成 26 年 6 月

神 奈 川 県

神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本県の農業は、908万県民の身近にあって、野菜や果樹などを中心に高い技術力を生かして農用地を高度に利用した土地生産性の高い農業が行われており、経営規模の拡大が必ずしも生産コストの削減に直結しない農業経営となっている。

一方、本県においても担い手の高齢化と減少が進んでおり、新たに農業経営を営もうとする者の就農促進や農業生産の中核を担う農業者の育成が必要となっていることから、農地中間管理事業の実施により、都市農業ならではの裾野の広い多様な担い手を育成、確保しながら、担い手が利用する農用地の面積の増加を図る。

	現 在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積①	20,100 ha	19,000 [*] ha
うち担い手が利用する面積②	3,782 ha	5,230 ha
②/①	19%	28%

※かながわ農業活性化指針（平成 24 年 3 月）の基本要素目標（平成 32 年）より

2 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 農作業の省力化や低コスト化に必要な農業機械等を備えた生産組織等を育成・活用し、農用地を集積・集約化することで利用効率の向上を図る。
- (2) 再生可能な遊休農地については、耕作可能な農用地への復旧や改良などを行い、新たに農業経営を営もうとする者等（かながわ農業サポーター等を含む）へ貸し付けることにより、遊休農地の面積の減少に努め、高度化を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と農用地の有効利用を進める中核的な事業体と位置づけ、市町村（農業委員会を含む）や農業協同組合など関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業を円滑に実施するため、農地中間管理機構は、相談窓口の設置、農用地の出し手・受け手の掘り起こしなどの業務を、市町村（農業委員会を含む）の同意を得て委託することができる。また、市町村に、農地

中間管理機構が借り受けた農用地を担い手に貸し付けるための「農用地利用配分計画」案の作成を求めることができる。

- (2) 農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する普及啓発

人・農地プランの作成・見直しのプロセスなどを活用して、地域の農業者等に農地中間管理機構の活用方法等について、幅広く周知徹底を図る。

6 関係機関との連携及び協力

県と農地中間管理機構は、市町村（農業委員会を含む）、神奈川県農業会議、神奈川県農業協同組合中央会、神奈川県土地改良事業団体連合会など関係機関から成る連携・協力会議を設け、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の活用を図る。